

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

【様式2】

(独立行政法人水資源機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
湖西用水地区設計施工支援業務 (静岡県湖西市地内) 平成24年7月3日～平成25年3月25日 設計業務	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成24年7月2日	湖西用水土地改良区 (静岡県湖西市)	湖西用水地区においては、石綿管除去対策の対象となる支線水路の管理を湖西用水土地改良区が実施しており、日頃から漏水事故への対応や、補償工事における地元説明・地権者との協議・調整、組合員からの情報等を通じて地域事情に精通している。豊川用水二期事業の石綿管除去対策においては、膨大な数の地元説明や地権者との協議・調整等を円滑に実施することが不可欠であるため、地域事情に精通した同土地改良区に地元説明や用地・補償交渉への立会や、土地使用承諾の徴収等を委託するものであり、当該受注者が当該業務を実施できる唯一の団体である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	2,530,500	2,509,500	99.2%	—	湖西用水地区においては、石綿管除去対策の対象となる支線水路の管理を湖西用水土地改良区が実施しており、日頃から漏水事故への対応や、補償工事における地元説明・地権者との協議・調整、組合員からの情報等を通じて地域事情に精通している。豊川用水二期事業の石綿管除去対策においては、膨大な数の地元説明や地権者との協議・調整等を円滑に実施することが不可欠であるため、地域事情に精通した同土地改良区に地元説明や用地・補償交渉への立会や、土地使用承諾の徴収等を委託するものであり、当該受注者が当該業務を実施できる唯一の団体である。	12	
ポンプ用燃料購入	分任契約職 千葉用水総合管理所長 吉岡 敏幸 (千葉県八千代市村上)	平成24年7月11日	(株)磯徳商店 (千葉県香取市佐原)	台風4号及び5号の影響により排水運転を連続実施したため、ディーゼルエンジン用燃料(軽油)の残量が著しく低下した。残量分ではわずかな期間しか運転できない状況となったため、至急に施設の排水能力を確実に確保するため、近隣に位置する対応可能業者に聞き取り調査を行った。その結果、最も安価で納入可能な業者を選定したため(工事請負契約の事務処理要領第4条第2項第五号)	—	2,988,450	—	—	台風4号及び5号の影響により排水運転を連続実施したため、ディーゼルエンジン用燃料(軽油)の残量が著しく低下した。残量分ではわずかな期間しか運転できない状況となったため、至急に施設の排水能力を確実に確保するため、近隣に位置する対応可能業者に聞き取り調査を行った。その結果、最も安価で納入可能な業者を選定したため	12	
水資源開発施設(河口堰)における地震時重大損傷回避の検討業務 (埼玉県さいたま市桜区) 平成24年9月1日～平成25年3月19日 設計業務	契約職 総合技術センター所長 自閑茂治 (埼玉県さいたま市中央区)	平成24年8月31日	国立大学法人岐阜大学 (岐阜県岐阜市柳戸)	本業務は、水資源開発施設(河口堰)で確率的に考慮しうる地震を考慮した耐震照査を行い、津波が襲来しても周辺へ被害を及ぼすような重大な損傷が発生しないことまたはこれを回避する為の対応策立案の為の検討を行うものである。本業務の契約の相手方として、業務遂行上の条件を満たす当該業者を契約の予定者とし、当該業者以外の者で本業務に必要な条件を満たし参加意志のある者の有無を確認するための公募を実施したところ、参加の応募者はいなかったため、当該者と契約を締結するものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	#####	24,465,000	99.4%	—	本業務は、水資源開発施設(河口堰)で確率的に考慮しうる地震を考慮した耐震照査を行い、津波が襲来しても周辺へ被害を及ぼすような重大な損傷が発生しないことまたはこれを回避する為の対応策立案の為の検討を行うものである。本業務の契約の相手方として、業務遂行上の条件を満たす当該業者を契約の予定者とし、当該業者以外の者で本業務に必要な条件を満たし参加意志のある者の有無を確認するための公募を実施したところ、参加の応募者はいなかったため、当該者と契約を締結するものである。	16	

インターネットプロバイダ接続	契約職 副理事長 岩村 和平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成24年8月31日	(株)日立システムズ (東京都品川区大崎)	プロバイダサービスの提供及びサーバのリースは耐用年数5年に対し安全率を見込み4年で契約したが機器の状態が良好で耐用年数までの間において安定した稼働が可能と判断されたので借入期間を1年延長するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	23,940,000	-	-	プロバイダサービスの提供及びサーバのリースは耐用年数5年に対し安全率を見込み4年で契約したが機器の状態が良好で耐用年数までの間において安定した稼働が可能と判断されたので借入期間を1年延長するものである。	10	
貯水池右岸他災害対策 (大分県日田市大山町) 平成24年7月24日～平成24年12月30日 土木一式工事	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	平成24年9月5日	(株)熊谷組 九州支店 (福岡県福岡市中央区)	災害応急復旧等緊急を要する場合において、入札に付する暇がないため。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	4,536,000	4,336,500	95.6%	-	災害応急復旧等緊急を要する場合において、入札に付する暇がないため。	13	
被災箇所調査 (大分県日田市大山町) 平成24年7月20日～平成24年9月7日 測量	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	平成24年9月3日	(有)測量企画センター (大分県日田市日ノ出町)	災害応急復旧等緊急を要する場合において、入札に付する暇がないため。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	2,152,500	2,100,000	97.6%	-	災害応急復旧等緊急を要する場合において、入札に付する暇がないため。	13	
HDDデータ改修作業	分任契約職 沼田総合管理所長 薬師寺 公文 (群馬県沼田市上原町)	平成24年9月6日	(株)たけのうち電器 (群馬県沼田市上原町)	本HDDは、沼田総管で作成した資料(設計資料、管理年報、管理日報、気象データ等)を保存するための装置であるが、保存されていた全てのデータへのアクセスができず業務に重大な支障をきたしたために、早急な対応が必要となったものである。当該業者は、当該装置の設置及び現場設定業者であり短期間で修理が実施できるため(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第五号)	-	3,339,000	-	-	本HDDは、沼田総管で作成した資料(設計資料、管理年報、管理日報、気象データ等)を保存するための装置であるが、保存されていた全てのデータへのアクセスができず業務に重大な支障をきたしたために、早急な対応が必要となったものである。当該業者は、当該装置の設置及び現場設定業者であり短期間で修理が実施できるため	13	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託契約	分任契約職 愛知用水総合管理所長 石村 忍 (愛知県愛知郡東郷町)	平成24年9月18日	日本環境安全事業(株) 豊田事業所 (愛知県豊田市細谷町)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分にあたり、廃棄物の処理は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、環境省が「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を定めている。この基本計画には、国は日本環境安全事業株式会社を活用とした、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の拠点的な広域処理施設の整備を推進するとなっており、現在廃棄物処理を許可されている業者は日本環境安全事業株式会社1社のみであるため。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	8,483,760	-	-	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分にあたり、廃棄物の処理は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、環境省が「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を定めている。この基本計画には、国は日本環境安全事業株式会社を活用とした、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の拠点的な広域処理施設の整備を推進するとなっており、現在廃棄物処理を許可されている業者は日本環境安全事業株式会社1社のみであるため。	1	

<p>光ケーブル障害復旧工事 (埼玉県行田市大字荒木地内 他) 平成24年7月7日～平成24年8 月31日 電気工事</p>	<p>分任契約職 利根導水総合事 業所長 伊藤 保裕 (埼玉県 行 田市大字須加)</p>	<p>平成24年9月28日</p>	<p>(株)富士通マーケティング (東京都千代田区神田須田</p>	<p>武蔵水路の各調節堰のゲート制御及び データ伝送等を行う光ケーブルによる通信 が不能になったことを受けて調査を実施し たところ、光ケーブルの断線が判明したた め、早急に光ケーブルの張替を実施し、通 信を復旧する必要が生じた。当該業者は、 当該遠方監視制御設備の維持管理者で あり、設備の構成、装置の機能等に対して 精通しており、早急な対応が図れること から契約を締結した。(工事請負契約の事務 処理要領第5条第4項第三号)</p>	<p>3,738,000</p>	<p>3,581,156</p>	<p>95.80%</p>	<p>—</p>	<p>武蔵水路の各調節堰のゲート制御及び データ伝送等を行う光ケーブルによる通 信が不能になったことを受けて調査を実 施したところ、光ケーブルの断線が判明 したため、早急に光ケーブルの張替を実 施し、 通信を復旧する必要が生じた。当該業者 は、当該遠方監視制御設備の維持管理 業者であり、設備の構成、装置の機能等 に対して精通しており、早急な対応が図 れることから契約を締結した。</p>	<p>13</p>	
--	---	-------------------	---------------------------------------	---	------------------	------------------	---------------	----------	--	-----------	--

【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12